

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 8 月 31 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1700100 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700153 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 9 月 26 日から同年 10 月 25 日まで

A社に短時間のアルバイトとして勤務し、厚生年金保険に加入していないことは知っていたが、支給明細書を確認したところ、厚生年金保険料が請求期間の給与から控除されていることが分かった。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者が A 社に勤務していた期間のうち、請求者から提出された請求期間に係る平成 25 年 10 月分給与の支給明細書において厚生年金保険料 8,389 円の控除の記載が確認できるが、同社は、請求者については午前 1 時から午前 5 時までの 1 日 4 時間勤務の夜間アルバイトであり、同社が規定するパートタイマーの就業規則により厚生年金保険の加入対象者ではないことから請求どおりの届出を行っておらず、厚生年金保険料を控除したことは誤りであったため、控除した厚生年金保険料を請求者に現金で返金した旨回答している。

また、A社の社会保険事務担当者は、正社員の 1 日の勤務時間は 8 時間であり、勤務時間が正社員の 4 分の 3 以上であった者について厚生年金保険に加入する手続を行っていた旨陳述しているところ、請求期間に係る正社員の勤務時間の合計はおよそ 168 時間であり、同社から提出された請求者の平成 25 年 9 月及び同年 10 月のタイムカードでは、請求期間に係る請求者の勤務時間の合計は 80 時間 40 分であることが確認できることから、請求者は、請求期間において、同社が厚生年金保険の加入手続を行う勤務条件を満たしていたとは言えない。

さらに、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者資格の取扱いについては、「1 日又は 1 週の所定労働時間及び 1 月の所定労働日数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね 4 分の 3 以上である就労者については、原則として健康保険及び厚生年金保険の被保険者として取り扱うべきもの。」とされているところ、日本年金機構 B 事務センターは、請求者を厚生年金保険の被保険者とする取扱いであるか

について、A社の正社員と比較すると出勤時間が4分の3未満となるため、厚生年金保険の被保険者として取扱われないと思料する旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。